

## 奈良教育大学と奈良県教育委員会との連携協定の整理について（案）

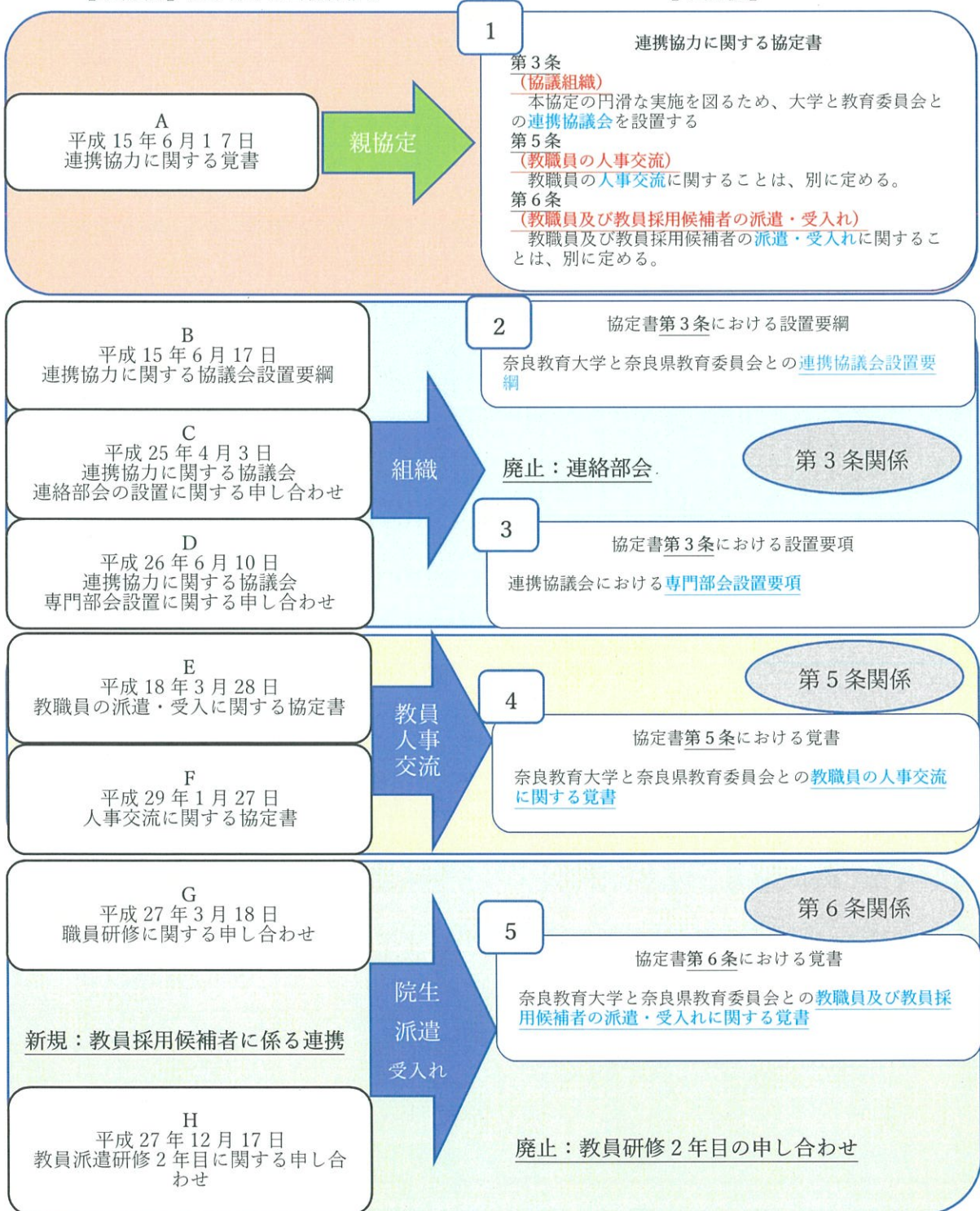
新たに「奈良県教員採用候補者の教職大学院への派遣・受入れに係る連携」を始めることを機に、これまでの数ある協定書等をわかりやすく整理するものとする。

**【考え方】**

- ・協定の内容を、大きく3つに分けて定義する。(◆組織、◆人事交流、◆院生の派遣・受入れ)
- ・組織（協議会等）については要綱（要項）扱いとする。
- ・連携協議会の下にある連絡部会は、機能していないため廃止する。
- ・人や予算に関わる約束ごとは覚書として整理し、署名・押印を要する形式とする。
- ・教育委員会と大学、公立学校と附属学校間での教員としての人事交流に関わる約束ごとは覚書として取り扱い、かつ集約する。
- ・新たな連携（採用候補者の派遣・受入れ）については、従前の現職教員の院生としての派遣・受入れに係る覚書として集約する。
- ・教員派遣研修2年目に関する申し合わせについては、現状の研修体制が変更されているため廃止し、「協議を行う」旨を上位の覚書に規定するものとする。

【改訂前】 ※日付けは当初締結日

【改訂後】



## 国立大学法人奈良教育大学及び奈良県教育委員会の連携協力に関する協定書（案）

国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育に係る連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、大学及び教育委員会が、教職員の資質向上を図るとともに広く教育に関する諸課題に対応するため、組織的、継続的に相互に連携協力して教育研究の充実、発展に寄与することを目的とする。

## （実施機関）

第2条 前条に規定する連携協力は、大学（附属機関を含む。以下同じ。）と教育委員会（所管する教育機関を含む。以下同じ。）の間で実施する。

## （協議組織）

第3条 本協定の円滑な実施を図るため、大学と教育委員会の連携協議会を設置する。  
2 連携協議会に関することは、別に定める。

## （連携協力の内容）

第4条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- （1） 教員養成に関する事項
- （2） 教員研修に関する事項
- （3） 学校教育に係る共同研究に関する事項
- （4） 学校教育上の諸問題への対応に関する事項
- （5） その他両者が必要と認める事項

## （教職員の人事交流）

第5条 教職員の人事交流に関することは、別に定める。

## （教職員及び教員採用候補者の派遣・受入れについて）

第6条 教職員及び教員採用候補者の派遣・受入れに関することは、別に定める。

## （施設設備等の利用）

第7条 大学と教育委員会は、自らの有する施設等の利用について、業務に支障のない範囲で双方便宜を供するものとする。

(経費)

第8条 第4条に規定する連携協力にあたり、連携協力に係る経費については、原則として各機関が負担するものとする。ただし、教職員の派遣経費については、個別事項ごとに双方協議のうえ定めるものとする。

(守秘義務)

第9条 本協定に基づき、大学及び教育委員会が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により大学及び教育委員会の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、大学と教育委員会のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

- 第11条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項は、大学と教育委員会が協議の上、別に定めるものとする。
- 2 本協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、大学と教育委員会が協議の上、その解決を図るものとする。
  - 3 本協定書の締結により、協定締結の日をもって、大学と教育委員会の間で平成16年4月1日に締結した「連携協力についての覚書」は廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、大学と教育委員会がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

国立大学法人奈良教育大学 学 長 加 藤 久 雄 印

奈良県教育委員会 教育長 吉 田 育 弘 印

## 国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との連携協議会設置要綱（案）

## （設置）

第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）と奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、大学と教育委員会との連携協力に関する協定書（令和〇年〇月〇日締結）第3条の規定に基づく連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （構成）

第2条 協議会は、協議会のテーマ及び内容により、大学については学長が、教育委員会については教育長が、それぞれ委嘱した者をもって構成する。

## （協議会の開催）

第3条 協議会は、大学と教育委員会が交互に担当して、必要に応じて開催する。

## （会長）

第4条 協議会に会長を置き、協議会の開催を大学が担当するときは学長を、教育委員会が担当するときは教育長をもって充てる。

## （協議会の招集及び議長）

第5条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

## （専門部会）

第6条 協議会は、具体的な事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関することは、別に定める。

## （事務）

第7条 協議会の事務は、奈良教育大学企画連携課及び奈良県教育委員会事務局教育政策推進課が処理する。

## （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

2 本要綱の制定により、奈良教育大学と奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会連絡部会の設置に関する申し合わせ（平成25年4月3日制定）は廃止する。

附 則 この要綱は、平成15年 6月17日から実施する。  
この要綱は、平成23年 2月 2日から実施する。  
この要綱は、平成25年 2月15日から実施する。  
この要綱は、平成28年 2月15日から実施する。  
この要綱は、平成28年10月 1日から実施する。  
この要綱は、平成29年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。  
この要綱は、令和 〇年 〇月 〇日から実施する。

国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との  
連携協議会における専門部会設置要項（案）

（設置）

第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）と奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）との連携協議会（以下「協議会」という。）は、大学と教育委員会との連携協議会設置要綱第6条第1項の規定に基づく専門部会を設置する。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、大学と教育委員会の連携協力を促進し、奈良県教育の推進に資するため、次に掲げる事項について活動を行い、協議会に報告する。

- （1） 専門部会のテーマに基づいた調査・研究に関すること。
- （2） 専門部会のテーマに基づいた活動内容の検討及び実施に関すること。
- （3） その他専門部会が必要と認める事項。

（構成）

第3条 専門部会は、大学と教育委員会の調整により、大学と教育委員会の関係者をもって構成する。

- 2 専門部会に部会長を置く。
- 3 部会長は必要に応じ、構成員以外の者の参加を求めることができる。

（開催）

第4条 専門部会は、必要に応じて開催し、部会長が招集する。

（設置期間）

第5条 専門部会の設置期間は、専門部会が設置された日から協議会に最終報告する日までとする。

（事務）

第6条 専門部会の事務は、奈良教育大学企画連携課及び奈良県教育委員会事務局教育政策推進課が処理する。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会が別に定める。

- 附 則 この要項は、平成25年 4月 3日から実施する。  
この要項は、平成26年 6月10日から実施する。  
この要項は、平成27年 2月19日から実施する。  
この要項は、平成28年 9月30日から実施する。  
この要項は、令和 〇年 〇月 〇日から実施する。

別表（第3関係）

専門部会名	英語教育部会
	I C T教育部会
	高大接続部会
	教員研修部会
	へき地教育部会

国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との  
教職員の人事交流に関する覚書（案）

国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）と奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、大学と教育委員会との連携協力に関する協定書（令和〇年〇月〇日締結）第5条の規定に基づく教職員の人事交流に関することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 大学及び教育委員会は、広く教育に関する諸課題への対応について、組織的、継続的に相互に連携協力して、実践的教育研究活動を行い、その成果を生かして双方の教職員の資質向上、教育研究の充実・発展に寄与することを目的とする。

（人事交流のための協議）

第2条 大学及び教育委員会は、この覚書に基づく教職員の人事交流に関する事項について、必要に応じ、協議を行うものとする。

（人事交流の時期）

第3条 人事交流は、原則として4月1日付け人事異動をもって行うものとする。

（人事交流の内容）

第4条 人事交流の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 一 大学及び教育委員会が、大学及び教育委員会への復帰を前提として退職する教職員をそれぞれ採用し、交流期間の満了後、奈良県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校」という。）並びに大学の附属小学校及び附属中学校（以下「附属学校」という。）の教職員として復帰させるもの
  - 二 大学が教育委員会の教職員を大学教員として採用し、交流期間の満了後、教育委員会へ復帰させるもの
- 2 人事交流の期間は、原則として3年間とし、大学と教育委員会の協議によりその期間を短縮又は延長することができるものとする。ただし、公立学校及び附属学校間の人事交流については、延長期間を最大3年までとする。
- 3 人事交流の人数、公立学校及び附属学校における担当教科等については、第2条の協議によるものとする。

（服務等）

第5条 次の各号については、採用した団体の条例その他の関係規定に基づくものとし、第

二号から第四号までについては、採用した団体が負担するものとする。

- 一 服務、勤務時間等
- 二 給料、赴任旅費等
- 三 福利厚生等
- 四 労務災害補償

- 2 分限又は懲戒の処分をしようとするときは、大学と教育委員会が協議の上、これを行うものとする。
- 3 退職手当に係る勤続期間については、大学は関係規定等に基づき教育委員会における勤続期間を、教育委員会は関係条例等に基づき大学における勤続期間を、それぞれ通算するものとする。

(運用)

第6条 この覚書及びその運用に疑義等が生じた場合には、大学と教育委員会が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとする。なお、大学と教育委員会のいずれから改定の申し入れがない限り、効力を有する。

(その他)

第8条 この覚書の締結により、国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との教職員の派遣・受入に関する協定書(平成18年3月28日締結)及び奈良県教育委員会と国立大学法人奈良教育大学との人事交流に関する協定書(平成29年1月27日締結)は廃止する。

この覚書2通を作成し、大学と教育委員会がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

国立大学法人奈良教育大学 学長 加藤久雄 印

奈良県教育委員会 教育長 吉田育弘 印



国立大学法人奈良教育大学と奈良県教員委員会との  
教職員及び教員採用候補者の派遣・受入れに関する覚書（案）

国立大学法人奈良教育大学（以下「大学」という。）と奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、大学と教育委員会との連携協力に関する協定書（令和〇年〇月〇日締結）第6条の規定に基づく大学の大学院教育学研究科（以下「大学院」という。）における教職員及び教員採用候補者の派遣・受入れに関することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 大学及び教育委員会は、教職員及び教員採用候補者に対し、教育研究の一層の充実を図るとともに、奈良県の教員として必要な力量及び奈良県の喫緊の課題に対応できる力量を形成することを目的とする。

（協議）

第2条 教育委員会が大学院において研修させるため教職員及び教員採用候補者を派遣する場合は、大学及び教育委員会が連携協力のもと当該研修を効果的かつ円滑に実施するため、必要に応じ、双方で研修内容・方法等に関して協議を行う。

（受入れ方法）

第3条 大学は、教職員及び教員採用候補者の受入れにあたり、大学院が実施する入学者選抜を課すものとする。

（派遣人数等）

第4条 教育委員会は、派遣を予定する教職員については10名を、教員採用候補者については大学院専門職学位課程における当該年度の入学定員の半数を限度とする。また、派遣を予定する教職員及び教員採用候補者について、前年度末までに氏名等を大学に通知する。

（授業料）

第5条 大学は、受入れを決定した当該教職員及び教員採用候補者の研修に係る授業料については、入学後2年目は徴収しない。

(教職員の2年目研修)

第6条 当該教職員の入学後2年目の研修は、県立教育研究所において長期研修員として研修を行いながら、大学院の授業及び研究指導を受ける。もしくは、所属校において勤務に服しながら、大学院の授業及び研究指導を受けるものとする。

(教員採用候補者の名簿登載)

第7条 教育委員会は、当該教員採用候補者の奈良県公立教員採用候補者名簿への登載期間を1年間延長するものとする。

(教員採用候補者の初任者研修)

第8条 教育委員会は、当該教員採用候補者に対して採用年度に行う初任者研修の内容を軽減することができるものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書に定める事項に関し、大学と教育委員会のいずれかから改定の申し入れがあった場合は、双方が誠意をもって協議に応じるものとする。

(その他)

第10条 この覚書の締結により、国立大学法人奈良教育大学と奈良県教育委員会との職員研修に関する申し合わせ(平成27年3月18日締結)及び奈良教育大学大学院における教員派遣研修の2年目に関する申し合わせ(平成27年12月17日締結)は廃止する。

この覚書2通を作成し、大学と教育委員会がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ○年 ○月 ○日

国立大学法人奈良教育大学 学長 加藤久雄 印

奈良県教育委員会 教育長 吉田育弘 印